

事業用貸地

希少物件！大規模更地！ イベントやドッグラン 資材置場 におすすめ



概略図

図面と現況に相違がある場合は現況優先と致します。成約時に仲介手数料とそれにかかる消費税を別途申し受けます。

物件種目	事業用貸地		
最適用途	各種事業		
最寄駅	JR外房線『八積』駅		
土地面積	15,741m ² (4761.65坪)	ほかに 私道面積	無
賃貸条件	月額500,000円 敷金相談・礼金1ヶ月		
所在地	長生郡長生村水口字西野谷933他		
交通	JR外房線『八積』駅より約2,200m JR外房線『茂原』駅より約2,800m		
契約形態	定期借地(10年)	地目	山林・原野・田
都市計画	区域内非線引き	用途地域	工業地域
建ぺい率	60%	容積率	200%
他の法令上の制限	建築基準法第22条、景観法、農地法		
地勢	平坦地	現況	更地
引渡日	相談	契約条件	相談
接道状況	北側：公道 42条1項1号 幅員7.1~9.0m		
設備	公営水道引込済み、都市ガス引込可、合併浄化槽 ※設備をご希望の場合は事前にご相談ください		
備考	・現況有姿での賃貸借契約となります。		
	・建物を建築する場合は、宅地開発事業事前協議の対象となります。		
	・各種申請にかかる費用は借主負担とします。		
	・農地法転用許可が必要です。		
会員番号	00313093	物件番号	13039

国土交通大臣(1) 第10215号

<http://www.tamagawakousan.co.jp>

〒297-0024 千葉県茂原市八千代三丁目12番地6

TEL 0475(22)5118

FAX 0475(24)7581

Mail info@tamagawakousan.co.jp

お客様専用 0120(73)5118

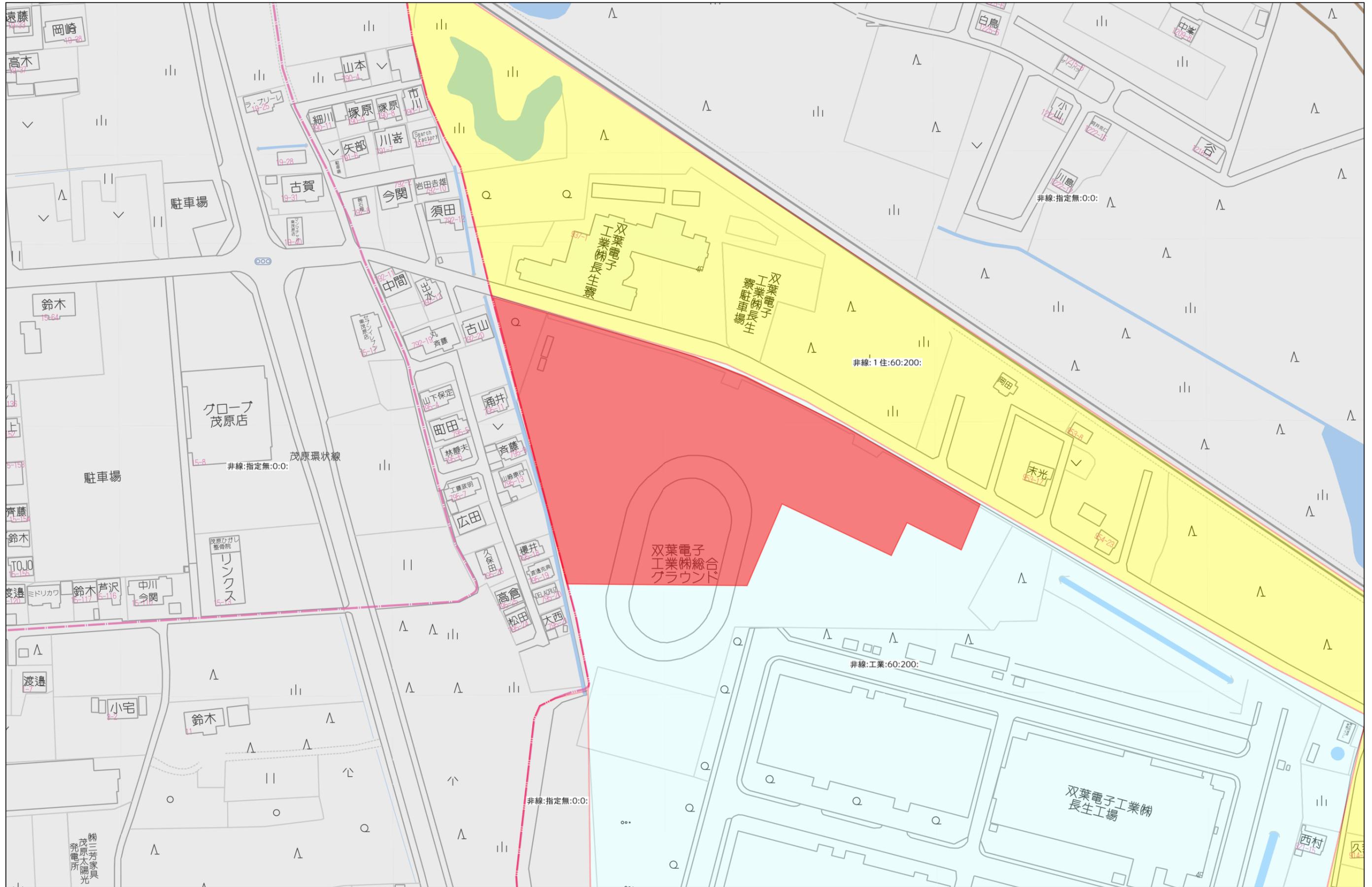


株式会社 玉川工産

(公社) 全国宅地建物取引業保証協会会員・(公社) 全国宅地建物取引業保証協会千葉本会会員・(公社) 首都圏不動産公正取引協議会加盟

連絡事項

- ◆取引態様 媒介
- ◆情報公開日 R8.3.20



斜線制限、日影による中高層の建築物の制限について（長生村）

用途地域		第1種中高層 住居専用地域	第1種住居地域、 第2種住居地域、 準住居地域	用途地域の 指定のない区域	工業地域
建ぺい率		60%			
容積率		200%			
斜線制限	北側斜線	立ち上がり	10m		
		勾配	1:1.25		
	前面道路傾斜線	勾配	1:1.25	1:1.5	
	隣地斜線	立ち上がり	20m		31m
		勾配	1:1.25		1:2.5
日影による 中高層の 建築物の制限		制限を受ける建築物	10m超	10m超	10m超 ※注
		平均地盤面からの高さ	4m	4m	4m ※注
		敷地境界線からの水平距離が 10m以内の範囲の日影時間	4時間	5時間	5時間 ※注
		敷地境界線からの水平距離が 10mを超える範囲の日影時間	2.5時間	3時間	3時間 ※注

※注 用途地域の指定のない区域の日影制限は、リゾート法の区域内のみであり、高根地区（大字 本郷、宮成、小泉、中之郷、曾根、岩沼飛地、一松飛地、六ツ野飛地、北高根飛地）には、日影制限はありません。

住宅建築に関することについて

建築及び建築に係る都市計画等について

- (1) 村内全域が、都市計画区域内です。(H11.3.30)
- (2) 市街化区域・調整区域の線引きはありません。(非線引き区域)
- (3) 村内全域、建ぺい率：60%、容積率：200%です。
- (4) 長生村には、建築協定はありません。
- (5) 村内全域、防火・準防火地域指定無し。
- (6) 村内全域、建築基準法第22条区域。
- (7) 村内全域、高度地区指定無し。
- (8) 長生村は特定行政庁等では無く、建築主事はおりません。
- (9) 建築基準法第55条の高さ制限は、ありません。
- (10) 長生村内には、宅造規制区域はありません。

雨水について

- ・雨水は、原則宅地内処理となっています。

下水道・浄化槽等 (下水環境課)

- ・地域・建築地によって、し尿・生活雑排水の処理可能方法が異なります。

農地転用について (産業課)

- ・農地(田・畑)に住宅等を建てるには事前に、農地法の許可が必要です。

上水道について (広域水道部)

- ・長生郡市(1市6町村)で、広域運営しています。

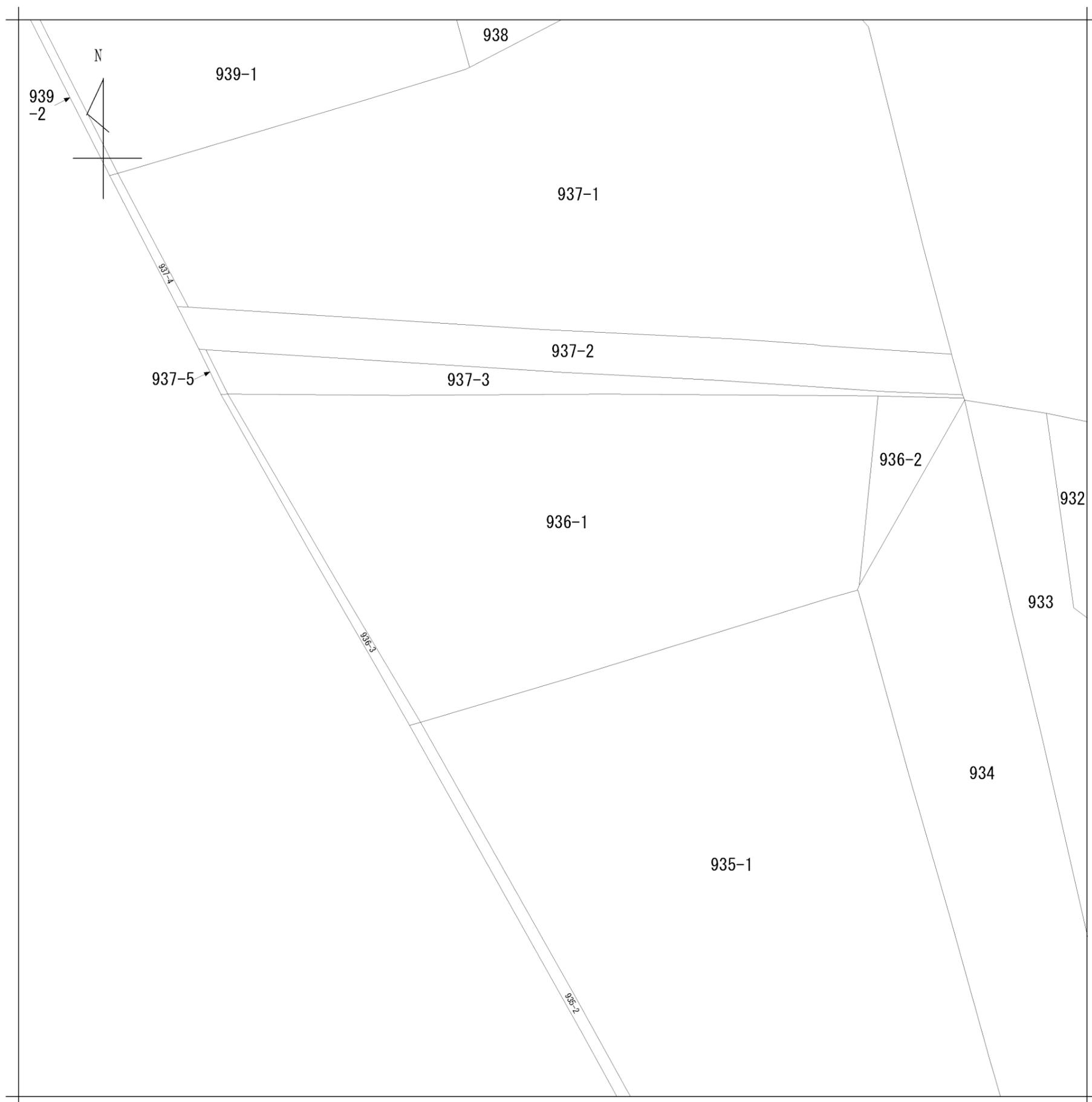
ガスについて

- ・公営のガスはありません。
- ・大半は、プロパンガスですが、一部地域に大多喜ガス(株)の管が敷設されており都市ガスを利用している例もあります。
- ・都市ガスについてのお問い合わせは、大多喜ガス(株)をお願いします。

県立九十九里自然公園の行為の届出について (長生土木事務所)

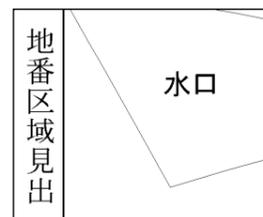
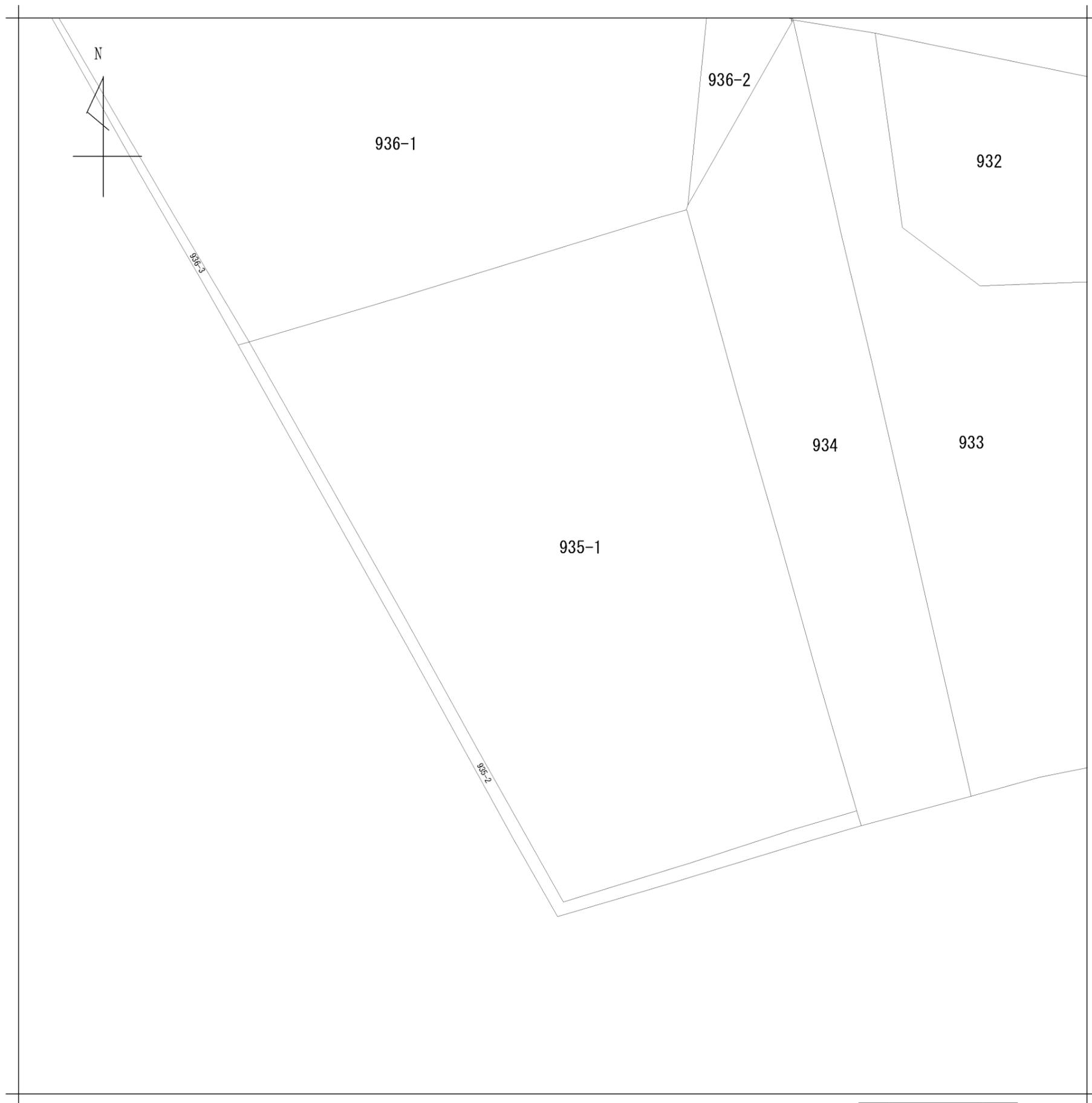
- ・主要地方道飯岡・一宮線(県道30号線)より東側で、九十九里有料道路までの間の区域を『普通地域』とし、九十九里有料道路から海側を『特別地域』としています。





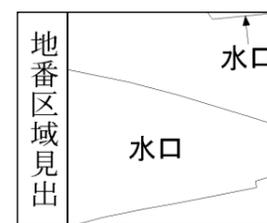
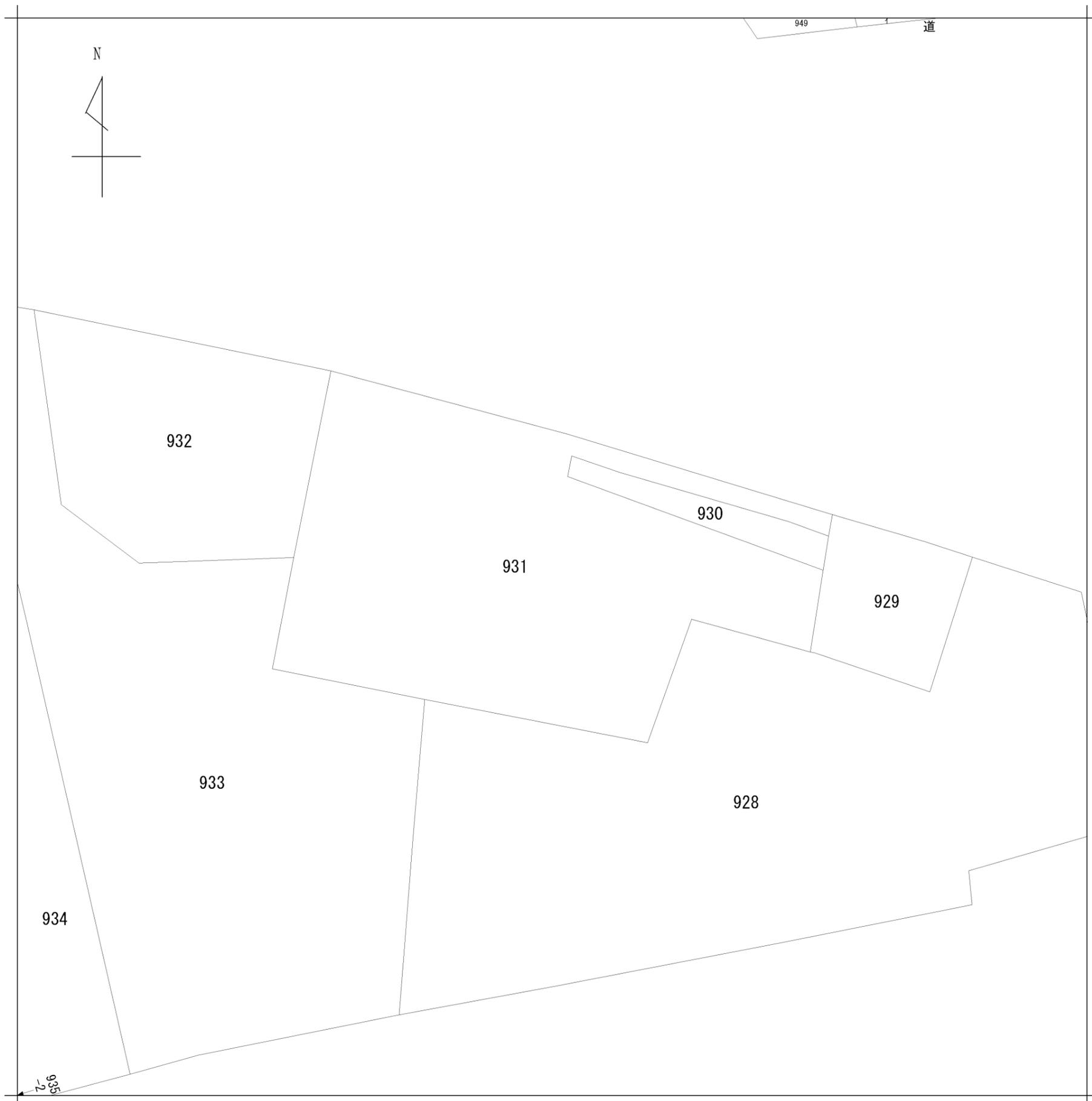
請求部 分	所在	長生郡長生村水口字西野谷				地番	936番1			
出力縮 尺	1/600	精度区 分		座標系 番号又 は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日	明治9年9月			備付 年月日 (原図)		補記 事項				

イ 937-3



請求部	所在	長生郡長生村水口字西野谷				地番	935番1		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日	明治9年9月			備付年月日(原図)			補記事項		

イ 950-1



請求部	所在	長生郡長生村水口字西野谷				地番	931番		
出縮	力尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治9年9月				備付年月日(原図)			補記事項	